



## 別海町農業委員会議事録

(令和6年10月31日)

---

○開催日時 令和6年10月31日(木)  
午前10時00分から午前11時15分

○開催場所 別海町役場 4階 議場

### ○議事日程

- |        |         |  |
|--------|---------|--|
| 日程第 1  | 報告第 1 号 | 農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）                |
| 日程第 2  | 報告第 2 号 | 農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）           |
| 日程第 3  | 報告第 3 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可書の返戻の報告について             |
| 日程第 4  | 報告第 4 号 | 農地法第 4 条許可書の交付について                           |
| 日程第 5  | 報告第 5 号 | 農地法第 5 条許可書の交付について                           |
| 日程第 6  | 報告第 6 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について         |
| 日程第 7  | 報告第 7 号 | 農地法第 6 条の 2 第 1 項の規定による農地所有適格法人以外の者の定期報告について |
| 日程第 8  | 議案第 1 号 | 農地法第 18 条の規定による賃貸借の解約について                    |
| 日程第 9  | 議案第 2 号 | 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について                |
| 日程第 10 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について                  |
| 日程第 11 | 議案第 4 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について                  |
| 日程第 12 | 議案第 5 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について                          |
| 日程第 13 | 議案第 6 号 | 現況証明願いについて                                   |

○出席委員（25名）

会長 27番 信夫重勝  
会長代理 26番 加藤真純

1番	羽石健一	2番	加藤祐介
3番	芳賀均	4番	阿部賢二
5番	石森裕治	7番	押田賢
8番	山田良	9番	木幡誠子
10番	佐々木實	11番	竹花智友
12番	猿谷忠義	13番	嶋山友昌
15番	藤田浩義	16番	石田夫雄
17番	及川哲春	18番	小島吉夫
19番	斉藤春一	20番	岸豊
21番	伊藤黒内	22番	豊岡
23番	目大	24番	
25番			

○欠席委員（2名）

6番 石毛剛 14番 市川義晴

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	川畑智明
総務担当	主幹	成瀬広子
農地調整担当	主幹	大山晋作
農地調整担当	主任	川原浩貴
農地調整担当	主事	後藤良介

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

7番 押田賢二 8番 山田良雄

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 信 夫 重 勝

議席 7 番 押 田 賢 二

議席 8 番 山 田 良 雄

---

◎開会宣言

○事務局（川畑事務局長）

定刻になりましたので、信夫会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○信夫会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告7件、議案6件ですので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

それでは、ただいまから第17回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は25名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては、6番石毛委員、14番市川委員の2名です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第19条の規定により議長において指名いたします。7番押田委員、8番山田委員、以上2名を指名しますのでよろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

---

◎日程第1 報告第1号

○議長（信夫会長）

日程第1 報告第1号「農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第1号、農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）。次の者から農業経営基盤強化促進法第16条の規定に基づく利用権の設定等についてあっせんの申出があり、あっせんを行ったので報告する。

本件は全部で9件ございます。1号から3号については農地所有者から所有権移転に係るあっせんの申出があり、周辺地域における農地の保有状況、利用状況、更には将来性等を踏まえ北海道農業公社の買入れが必要との判断から調整を行いました。4号から9号については本年9月総会で報告させていただきましたが、農用地の価格について意向が一致せず不調に終わったため関係規定に基づき町長に対し買入れ協議の要請に取り組んだところ、この度、協議が整う運び

となったものです。今後の取り扱いについては後の議案第2号、議案第5号で提案し御審議いただく予定です。

それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん対象地、■■■■■  
■■■■■外■■■■■筆、計■■■■■㎡。農地の所有者、■■■■■  
■■■■■番地の■■■■■、■■■■■。あっせん委員、大内委員外5名。あっせん結果、不成立。

次号から第9号までのあっせん候補者につきましては同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、あっせん対象地、■■■■■-■■■■■外■■■■■筆、計■■■■■㎡。農地の所有者、■■■■■番地の■■■■■、■■■■■。あっせん委員、羽石委員外5名。あっせん結果、不成立。

第3号、あっせん対象地、■■■■■-■■■■■外■■■■■筆、計■■■■■㎡。農地の所有者、■■■■■番地の■■■■■、■■■■■。あっせん委員、大内委員外5名。あっせん結果、不成立。

第4号、あっせん対象地、■■■■■-■■■■■外■■■■■筆、計■■■■■㎡。農地の所有者、■■■■■番地の■■■■■、■■■■■。あっせん委員、芳賀委員外4名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で■■■■■  
■■■■■円。

第5号、あっせん対象地、■■■■■-■■■■■外■■■■■筆、計■■■■■㎡。農地の所有者、■■■■■番地の■■■■■、■■■■■。あっせん委員、芳賀委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で■■■■■  
■■■■■円。

第6号、あっせん対象地、■■■■■-■■■■■外■■■■■筆、計■■■■■㎡。農地の所有者、■■■■■番地の■■■■■、■■■■■。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で■■■■■  
■■■■■円。

第7号、あっせん対象地、■■■■■-■■■■■外■■■■■筆、計■■■■■㎡。農地の所有者、■■■■■番地の■■■■■、■■■■■。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で■■■■■  
■■■■■円。

第8号、あっせん対象地、■■■■■-■■■■■外■■■■■筆、計■■■■■㎡。農地の所有者、■■■■■番地の■■■■■、■■■■■。あっせん委員、芳賀委員外4名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で■■■■■  
■■■■■円。

第9号、あっせん対象地、■■■■■-■■■■■、計■■■■■㎡。農地の所有者、■■■■■番地の■■■■■、■■■■■。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で■■■■■  
■■■■■円。

以上で報告第1号の内容説明を終わります。



○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

---

◎日程第2 報告第2号

○議長（信夫会長）

日程第2 報告第2号「農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第2号、農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）。次の者から農地等のあっせん申出書の提出があり、別海町農地移動適正化あっせん基準に基づきあっせんを行ったので、同基準第8第2項第3号の規定により報告する。

本件は6件ございます。農地所有者の申出により、所有権の移転のあっせんを行ったものであります。今後の取扱いについては後の議案第5号で提案し御審議いただく予定であります。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、[ ]番地の[ ]、[ ]。あっせん対象地、[ ] - [ ]外[ ]筆、計[ ]㎡。農地の所有者、[ ]番地の[ ]、[ ]。あっせん委員、芳賀委員外4名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[ ]円。

第2号、あっせん候補者、[ ]番地の[ ]、[ ]。あっせん対象地、[ ] - [ ]外[ ]筆、計[ ]㎡。農地の所有者、同上。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[ ]円。

第3号、あっせん候補者、[ ]番地の[ ]、[ ]。あっせん対象地、[ ] - [ ]、計[ ]㎡。農地の所有者、[ ]番地の[ ]、[ ]。あっせん委員、芳賀委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[ ]円。

第4号、あっせん候補者、[ ]番地の[ ]、[ ]。あっせん対象地、[ ] - [ ]、計[ ]㎡。農地の所有者、同上。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[ ]円。

第5号、あっせん候補者、[ ]番地の[ ]、[ ]。あっせん対象地、[ ] - [ ]外[ ]筆、計[ ]㎡。農地の所有者、[ ]番地の[ ]、[ ]。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[ ]円。

第6号、あっせん候補者、[ ]番地の[ ]、[ ]。あっせ

ん対象地、■■■■ー■■■■、計■■■■■m<sup>2</sup>。農地の所有者、■■■■■  
■■番地の■■、■■■■■。あっせん委員、芳賀委員外4名。あっせん結果、成  
立。あっせん価格、売買で■■■■■円。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第2号の事務局説明が終わりました。ここで、調整に当たられた委員  
の説明を求めます。1号から4号につきましては12番猿谷委員、5号につ  
きましては13番畠山委員、6号につきましては3番芳賀委員にお願いしま  
す。

それでは、1号から4号につきましては12番猿谷委員お願いします。

○12番 猿谷委員

はい、1号から4号まで一括してご説明いたします。先ほど報告した■■■■  
さんと■■■■さんの合理化事業案件で、北海道農業公社が買入れをしないあっ  
せん案件となりますのでよろしくお願いいいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、5号につきましては13番畠山委員お願いします。

○13番 畠山委員

はい、御説明いたします。先ほど報告した■■■■さんと北海道農業公社の合  
理化事業案件で、北海道農業公社が買入れをしない土地のあっせん案件とな  
りますのでよろしくお願いいいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、6号につきましては3番芳賀委員お願いします。

○3番 芳賀委員

はい、同じく先ほどの流れですけれども、■■■■さんの土地に対して北海道  
農業公社の買上げ対象外となる一部を■■■■さんに取得してもらうものです。  
よろしくお願いいいたします。

○議長（信夫会長）

報告第2号の委員説明が終わりました。ここで、報告第2号につきまして  
質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませ  
んか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに  
決定します。

---

### ◎日程第3 報告第3号

#### ○議長（信夫会長）

日程第3 報告第3号「農地法第3条第1項の規定による許可書の返戻の報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

#### ○事務局（大山主幹）

報告第3号、農地法第3条第1項の規定による許可書の返戻の報告について。次の者から令和5年6月16日開催第37回総会において審議し許可した農地法第3条第1項の規定による許可書について、返戻があったので報告する。

本件につきましては、令和5年6月16日開催の第37回総会にて審議、許可された案件ですが、譲渡人、譲受人、双方の協議により許可書が返戻となりました。それでは議案の朗読をさせていただきます。

第1号、届出人、譲渡人、■■■■番地の■■、■■■■。譲受人、■■■■番地の■■、■■■■。土地の表示、■■■■番■■外■■筆、計■■■■m<sup>2</sup>。返礼の理由、譲渡人及び譲受人の協議により返戻するものである。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

#### ○議長（信夫会長）

はい、報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては返戻の案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。ここで、報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

#### ○委員

（「なし」の声あり）

#### ○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

#### ○委員

（「異議なし」の声あり）

#### ○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

---

### ◎日程第4 報告第4号

#### ○議長（信夫会長）

日程第4 報告第4号「農地法第4条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第4号、農地法第4条許可書の交付について。農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては、令和6年7月31日開催の第14回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっておりますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、別海町農業振興整備計画の変更日であります10月7日としております。

以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第4号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては会長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。なお、1号につきましては■■■番■■■委員が関係する案件ですので、議事参与制限とさせていただきます。

それでは、報告第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第4号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

---

◎日程第5 報告第5号

○議長（信夫会長）

日程第5 報告第5号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第5号、農地法第5条許可書の交付について。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては、令和6年8月30日開催の第15回総会で御審議い

ただいた案件で申請時における計画どおりとなっておりますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります9月25日としております。

以上で報告第5号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第5号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては会長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第5号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第5号を原案のとおり承認することに決定します。

---

◎日程第6 報告第6号

○議長（信夫会長）

日程第6 報告第6号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

報告第6号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は14件の報告がありました。農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしております。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。

以上で報告第6号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第6号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては農地所有適格法人からの定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。なお、5号につきましては■番■委員、8号につきましては■番■委員に関する案件となりますので、議事参与制限とさせていただきます。

それでは報告第6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問

ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長 (信夫会長)

なしということですので、報告第6号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長 (信夫会長)

異議なしということですので、報告第6号を原案のとおり承認することに決定します。

---

### ◎日程第7 報告第7号

○議長 (信夫会長)

日程第7 報告第7号「農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の者の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局 (大山主幹)

報告第7号、農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の者の定期報告について。次の者から農地法第6条の2第1項の規定による農地等の利用状況報告書の提出があったので報告する。今月は1件の報告がありました。旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項または農地法第3条第1項の許可を受けた農地等の利用状況について、適正に利用している旨の報告を受けております。また、そのほかの要件につきましても要件を満たしております。決算期、受理日につきましては記載のとおりですので、朗読を省略させていただきます。

以上で報告第7号の内容説明を終わります。

○議長 (信夫会長)

報告第7号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても農地所有適格法人以外の法人の定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは報告第7号につきましても質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長 (信夫会長)

なしということですので、報告第7号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第7号を原案のとおり承認することに決定します。

---

◎日程第8 議案第1号

○議長（信夫会長）

日程第8 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項の規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による北海道知事の許可を要しないことの決定を求める。本案は2件ございます。貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、■■■■■■■■番地の■■、■■■■■■。借人、■■■■■■■■■■■■■■■■番地の■■、■■■■■■。解約する土地、■■■■■■■■—■■外■■筆、計■■■■■■■■m<sup>2</sup>。利用権の種類、賃借権。契約期間、令和3年6月23日から令和13年6月22日まで。合意解約成立の日、令和6年10月15日。土地の引渡しの時期、令和6年10月15日。

第2号、貸人、■■■■■■■■番地の■■、■■■■■■。借人、■■■■■■■■■■■■■■■■番地の■■、■■■■■■。解約する土地、■■■■■■■■—■■外■■筆、計■■■■■■■■m<sup>2</sup>。利用権の種類、賃借権。契約期間、令和3年1月25日から令和8年1月24日まで。合意解約成立の日、同上。土地の引渡しの時期、同上。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第1号につきまして原案のとおり北海道知事の許可を要しないことに決定します。

---

◎日程第9 議案第2号

○議長（信夫会長）

日程第9 議案第2号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第2号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について。次の者から農業経営基盤強化促進法附則第3条第1項の規定に基づきあっせんを受けたい旨の申出があった農用地の所有権移転について、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認められることから、同法第2項の規定により当会は別海町長に対し同項の規定による通知をするよう要請する。

本案は3件ございます。先の報告第1号で不成立となった案件の農地所有者からあっせんの申出があったものであります。第1号から第3号までは同様の内容となっておりますので一括で御説明いたします。1あっせんの申出者及び農用地の所在等、あっせんの申出者とあっせんの対象地につきましては報告第1号において朗読しておりますので省略いたします。申出のあった日、令和6年10月17日。2農地中間管理機構を含めた調整の経過、あっせん会議を開催し利用調整を図ったところ、農用地の価格について農用地所有者と農地中間管理機構の意向が一致せず調整は不調に終わったという内容でございます。3当該農用地の利用集積に係る意見、当該農用地は優良農地等であり、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要と認められるといった内容で要請いたします。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては買入れ協議の案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第2号につきまして原案のとおり要請することに決定します。

(10時30分から10時45分まで休憩)

◎日程第10 議案第3号

○議長（信夫会長）

日程第10 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。それでは朗読させていただきます。

第1号、申請人の住所氏名、譲渡人、■■■■番地、■■■■。譲受人、■■■■番地の■■■■、■■■■。許可を受けようとする土地の表示、■■■■-■■■■、計■■■■㎡。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は原野、宅地等、約■■■■㎡を含めて■■■■円で、1ヘクタール当たり約■■■■円となっています。

第2号、申請人の住所氏名、貸人、■■■■番地の■■■■、■■■■。借人、■■■■番地の■■■■、■■■■。許可を受けようとする土地の表示、■■■■-■■■■外■■■■筆、計■■■■㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長女に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。賃借期間、令和6年11月28日から40年間。

第3号、申請人の住所氏名、譲渡人、■■■■番地の■■■■、■■■■。譲受人、■■■■番地■■■■、■■■■。許可を受けようとする土地の表示、■■■■-■■■■外■■■■筆、計■■■■㎡。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は宅地等、約■■■■㎡を含め■■■■円で、1ヘクタール当たり約■■■■円となっています。

第4号、申請人の住所氏名、貸人、■■■■番地の■■■■、■■■■

■。借人、■■■■番地の■■、■■■■。許可を受けようとする土地の表示、■■■-■■■外■■■筆、計■■■■■m<sup>2</sup>。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を農地所有適格法人に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、使用貸借を受けて農地所有適格法人を経営するものである。貸借期間、令和6年10月31日から40年間。

第5号、申請人の住所氏名、貸人、■■■■番地の■■、■■■■。借人、■■■■番地の■■、■■■■。許可を受けようとする土地の表示、■■■-■■■外■■■筆、計■■■■■m<sup>2</sup>。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、令和6年11月28日から40年間。

第6号、申請人の住所氏名、貸人、■■■■番地の■■、■■■■。借人、■■■■番地の■■、■■■■。許可を受けようとする土地の表示、■■■-■■■外■■■筆、計■■■■■m<sup>2</sup>。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、令和6年10月31日から40年間。

第7号、申請人の住所氏名、貸人、■■■■番地の■■、■■■■。借人、■■■■番地の■■、■■■■。許可を受けようとする土地の表示、■■■-■■■外■■■筆、計■■■■■m<sup>2</sup>。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である二男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、令和6年11月28日から40年間。

第8号、申請人の住所氏名、譲渡人、■■■■番地の■■、■■■■。譲受人、■■■■番地の■■、■■■■。許可を受けようとする土地の表示、■■■-■■■外■■■筆、計■■■■■m<sup>2</sup>。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は宅地、■■■■m<sup>2</sup>を含め■■■■円で、1ヘクタール当たり約■■■■円となっています。

以上で議案第3号の内容説明を終わります。

#### ○議長（信夫会長）

はい、議案第3号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号及び3号につきましては19番齊藤委員、2号につきましては4番阿部委員、4号及び5号につきましては16番石田委員、6号から8号につきましては1番羽石委員にお願いします。

それでは1号につきまして、19番齊藤委員お願いいたします。

#### ○19番 齊藤委員

はい、報告します。■■■■さんと■■■■さんの3条の売買案件ですけれど

も、21日に羽石委員、芳賀委員と写真判定をしました。以上です。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号につきまして4番阿部委員お願いします。

○4番 阿部委員

はい、説明いたします。父、[ ]さんから長女の[ ]さんに使用貸借する案件です。問題ないと思っていますのでよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、3号につきまして19番齊藤委員お願いします。

○19番 齊藤委員

はい、[ ]さんと[ ]の3条の売買案件です。これも写真判定の中で問題ないと判断しました。以上です。

○議長（信夫会長）

続きまして、4号及び5号につきまして16番石田委員お願いします。

○16番 石田委員

はい、4号及び5号について一括して説明いたします。4号の[ ]さんと[ ]、5号の[ ]さんと[ ]さんがそれぞれ結んでいる使用貸借が切れることから、再度40年間で更新するという案件です。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、6号から8号につきまして1番羽石委員お願いします。

○1番 羽石委員

はい、御説明いたします。6号につきまして、[ ]さんの親子間の使用貸借ですのでよろしくお願いいたします。7号につきましても、同じく[ ]さん親子の使用貸借ですのでよろしくお願いいたします。8号についてですが、[ ]さんが[ ]さんに3条で売買する案件です。[ ]さんは新規就農で、5年前に入植した場所から移転しています。入植した当時の施設周りの畑を[ ]さんに売買するものです。問題ないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第3号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第3号を原案のとおり許可することに決定します。



ることに決定し、北海道農業会議へ意見聴取のうえ、その回答が許可相当の場合は、会長の専決により申請者へ許可書を交付することとします。

## ◎日程第12 議案第5号

### ○議長（信夫会長）

日程第12 議案第5号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

### ○事務局（川原主任）

議案第5号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第5第1項第6号による計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により決定を求める。

本案は所有権の移転が16件、利用権の設定が1件となっております。所有権の移転の第1号から第12号までは報告第1号及び第2号と内容が重複しますので、所有権の移転の内容から朗読させていただきたいと思っております。

なお、内容につきましては所有権の移転時期、対価、対価の支払い期限、当事者間の法律関係、調整委員のみを朗読させていただきます。

それでは所有権の移転から朗読させていただきます。

第1号、所有権の移転の内容、所有権の移転時期、令和6年11月1日。対価、XXXXXXXXXX円。対価の支払い期限、令和6年12月13日。当事者間の法律関係、売買。

次号から第16号までの所有権の移転時期、当事者間の法律関係、次号から第6号までの対価の支払い期限については同文ですので朗読を省略させていただきます。

第2号、所有権の移転の内容、対価、XXXXXXXXXX円。

第3号、所有権の移転の内容、対価、XXXXXXXXXX円。

第4号、所有権の移転の内容、対価、XXXXXXXXXX円。

第5号、所有権の移転の内容、対価、XXXXXXXXXX円。

第6号、所有権の移転の内容、対価、XXXXXXXXXX円。

第7号、所有権の移転の内容、対価、XXXXXXXXXX円。対価の支払い期限、令和6年12月27日。

次号から第12号までの対価の支払い期限については同文ですので朗読を省略させていただきます。

第8号、所有権の移転の内容、対価、XXXXXXXXXX円。

第9号、所有権の移転の内容、対価、XXXXXXXXXX円。

第10号、所有権の移転の内容、対価、XXXXXXXXXX円。

第11号、所有権の移転の内容、対価、XXXXXXXXXX円。

第12号、所有権の移転の内容、対価、XXXXXXXXXX円。

第13号、所有権の移転を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted] - [redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m<sup>2</sup>。所有権の移転をする者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。所有権の移転の内容、対価、[redacted]円。対価の支払い期限、令和7年1月31日。

第14号、所有権の移転を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted] - [redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m<sup>2</sup>。所有権の移転をする者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。所有権の移転の内容、対価、[redacted]円。対価の支払い期限、令和7年3月31日。調整委員、石毛委員、岡崎委員。

次号から第16号までの対価の支払い期限については同文ですので朗読を省略させていただきます。

第15号、所有権の移転を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted] - [redacted]、計[redacted]m<sup>2</sup>。所有権の移転をする者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。所有権の移転の内容、対価、[redacted]円。調整委員、芳賀委員、畠山委員。

第16号、所有権の移転を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted] - [redacted]、計[redacted]m<sup>2</sup>。所有権の移転をする者、同上。所有権の移転の内容、対価、[redacted]円。調整委員、同上。

続いて利用権の設定です。

内容につきましては、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権の設定をする者、始期、終期、借賃、借賃の支払いの方法、当事者間の法律関係、調整委員のみ朗読させていただきます。

第1号、利用権の設定を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。利用権を設定する土地、[redacted] - [redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m<sup>2</sup>。利用権の設定をする者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。設定する利用権、始期、令和6年10月31日。終期、令和13年6月22日。借賃、年間[redacted]円。借賃の支払いの方法、毎年11月30日までに指定口座に振込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、大内委員、及川委員。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

#### ○議長(信夫会長)

はい、議案第5号の事務局説明が終わりました。

所有権の移転の1号から6号につきましては報告第1号で説明済み、7号から12号につきましても報告第2号で説明済み、また、13号につきましても北海道農業公社の買戻し案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

なお、所有権の移転の16号につきましては、[redacted]番[redacted]委員に関する案

件ですので、**■**番**■**委員を農業委員会等に関する法律第31条及び別海  
町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席  
を求めます。

(**■**番 **■**委員 一時退席)

○議長（信夫会長）

それでは、議案第5号の所有権の移転の16号につきまして、調整に当た  
られた委員の説明を求めたいと思います。

所有権の移転の16号につきまして3番芳賀委員お願いいたします。

○3番 芳賀委員

はい、報告第1号にあった**■**さんの離れ地を近隣の農家に取ってもらう  
ということでこのような話になりました。よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

所有権の移転の16号の委員説明が終わりました。ここで所有権の移転の  
16号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございません  
か。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を  
求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、議案第5号の所有権の移転の16号につきまして  
原案どおり決定します。

ここで、**■**番**■**委員に対する議事参与制限を解除します。

(**■**番 **■**委員 着席)

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

議案第5号の議事参与制限以外の案件につきまして、調整に当たられた委  
員の説明を求めたいと思います。所有権の移転の14号につきましては24  
番岡崎委員、15号につきましては3番芳賀委員、利用権の設定の1号につ  
きましては25番大内委員お願いいたします。

それでは、所有権の移転の14号につきまして24番岡崎委員お願いいた  
します。

○24番 岡崎委員

はい、御説明いたします。**■**さんと**■**さんの賃貸借してい  
た農地を売買する案件ですので、よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

続きまして、15号につきまして3番芳賀委員お願いいたします。

○3番 芳賀委員

はい、こちらも近隣の集約化を進めるための売買です。よろしくお願ひします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の1号につきまして25番大内委員お願ひいたします。

○25番 大内委員

はい、この案件は議案第1号で出ていた■■■■さんと■■■■さんの解約に伴い、その土地を新たに■■■■が賃貸借するという案件ですので、よろしくお願ひします。

○議長（信夫会長）

議案第5号の議事参与制限以外の案件の説明が終わりました。

それでは、議案第5号の議事参与制限以外の案件につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、議案第5号の議事参与制限以外の案件につきまして原案どおり決定します。

---

◎日程第13 議案第6号

○議長（信夫会長）

日程第13 議案第6号「現況証明願ひについて」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願ひいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第6号、現況証明願ひについて。次の者から現況証明願ひが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第9第4項の規定により証明する。

今月は1件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、所在、■■■■ー■■■■、面積計■■■■㎡。利用状況、雑種地。所有者、■■■■番地の■■■■、■■■■。

以上で議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第6号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。

それでは、1号につきまして8番山田委員お願いいたします。

○8番 山田委員

はい、御説明いたします。9月13日に岡崎委員、石森委員、事務局で確認してきました。現地はD型ハウスが建っているところで約■■■■反ほどの場所です。雑種地として判断してきましたのでよろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第6号の委員説明が終わりました。ここで議案第6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第6号につきまして原案のとおり証明することに決定します。

---

◎閉会宣言

○議長（信夫会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。  
これをもちまして、第17回総会を閉会します。